

保育園の紹介

1. 基本方針

子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から本格的にスタートしましたが、国・県・市・町・村においても少子化対策、女性の社会進出の促進など様々な子育て支援に取り組んでいます。すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、同時に保育者の資質向上と待遇改善を図っていくものです。

地域の必要とする保育環境や施設の安全性をはじめ、保育園の果たす役割を再認識して、関係機関、地域、小学校、保護者との連携を深めてまいります。

地域に愛され、保護者にとって安心して利用できる保育園であり、子どもたちが明るく元気のある心身共に逞しく育つ保育園にしていきます。

2. 保育の目標

(1) 保育園時代は、子どもの生涯の人間形成にとって大変重要な時期であり、その生活時間の大半を過ごす場です。このため次の目標をめざして保育を行います。

- ① くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、情緒の安定を図ります。
 - ② 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培います。
 - ③ 人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主・自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培います。
 - ④ ことばへの興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなどことばの豊かさを養います。
- (2) 保育園は子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育園の特性や保育士等の専門性を生かしてその援助に当たるようにいたします。

3. 保育の内容

- (1) 健康観察は登園時に顔色、体温、皮膚の状態、会話などにより行います。
- (2) 個別検査は退所時に清潔、外傷、服装の状態などについて行います。
- (3) 主な活動は音楽リズム、絵画制作、お話、自然観察、社会観察、集団遊び、園外散歩、諸行事の練習などを含みます。
- (4) 午睡、おやつの支給が必ず含まれるように配慮します。
- (5) 健康検査及び個別検査の結果については、必要に応じて適切な処置をとります。
- (6) 定期健康診断を少なくとも年2回以上実施します。

4. 保育の方法

- (1) 子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに子どもの思いや願いを受け止めます。
- (2) 子どもの生活リズムを大切にし、健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を整えます。
- (3) 子どもの発達について理解し、個人差に十分配慮しながら、一人一人の発達段階に応じて保育します。
- (4) 子どもの相互の関係づくりや尊重する心を大切にすることを支援します。
- (5) 保護者の状況やそれぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ適切に支援していきます。

5. 保育の環境

保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、自然や社会の事象などがあります。

保育園は、こうした人、物、場などの環境を相互に関連させながら、「生活の場」「交わりの場」「学びの場」を保障し、子どもの生活が豊かなものになるように環境を整えます。

6. 事故防止及び安全対策

火事や不審者侵入など不測の事態に備えて必要な対応が取れるように講習や訓練を実施します。また、交通安全教室により交通事故の防止と登園・降園時の安全について指導します。

7. 運営計画・方法

① 施設名称	安納双葉保育園
② 設置経営主体	社会福祉法人 安納双葉福祉会
③ 事業開始年月日	昭和52年4月1日
④ 入所定員	30名
⑤ 保育時間	午前7時～午後6時



8. 職員構成

園長	1名
主任保育士	1名
保育士（非常勤含む）	5名
調理員	1名
事務・出納	1名
補助職員	若干名

9. 主な年間行事

4月～	入園式 保護者会
5月～	春の親子遠足 園児・職員健診 歯の検診
6月～	療育巡回相談
7月～	プール開き 七夕まつり 夏祭り
8月～	プール納め
9月～	校区・小学校合同運動会参加 通報消火訓練
10月～	なかよし運動会 秋の親子遠足 園児内科健診 地域神社大祭・敬老会参加
11月～	どんぐり拾い
12月～	おゆうぎ会 クリスマス会
1月～	勧学祭 七草
2月～	豆まき 通報避難消火訓練 おわかれ遠足
3月～	ひな祭り おわかれ会 卒園式

10. 個人情報保護方針

個人情報の重要性に鑑み、その適正な保護を行うために自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令・その他の関係法令及び厚生労働省のガイドライン等に沿って利用者・職員の個人情報の保護を図ります。

- ・個人情報の取得に際して、利用目的を特定・明確化し、利用目的に沿った適切な個人情報の収集・利用・提供を行います。
- ・個人情報の収集・利用・提供にあたっては、当事者本人または当事者の代理人の同意を得ることとします。
- ・個人情報の紛失・漏えい・改ざん及び不正なアクセスに対しては、必要な安全対策・予防手段を講じて適切な管理を行います。
- ・個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは開示・訂正・削除・利用拒否等の依頼については、保育園の窓口にてお受けいたします。

一日の保育の流れ

乳 儿		幼 儿	
0歳児	1・2歳児	3歳児以上児	
時間	区分	時間	区分
8:30	登 園 持ち物の片付け 自由遊び		
9:15	おやつ 排泄	9:15	おやつ ・手洗い ・排泄
10:00	睡眠	10:00 設定保育	10:00 朝の会 設定保育
		11:15 給食 ・手洗い ・排泄 ・着替え	
11:30	離乳食	12:30 睡眠	11:30 給食
12:30	着替え 排泄		13:00 睡眠
13:00	設定準備		
14:00	睡眠		
15:30	おやつ	15:00 おやつ	15:00 おやつ
16:00	帰りの準備	15:40 排泄 帰りの準備 自由遊び	16:00 帰りの会 自由遊び
17:00	降 園		

一時預かり事業について

当園では、保護者の方が急な用事や育児疲れなどで少しリフレッシュしたい時など、お子様を一時的にお預かりする「一時預かり事業」を実施しています。

- ・対象児童・・・満3か月～就学前児童
- ・保育時間・・・月曜日～土曜日 8:30～17:00
- ・利用料金・・・1日につき3歳以上児1500円、3歳未満児1600円
短時間の場合・・・1時間200円
- ・お申し込みは、事前に面接等もございますので、お早めに、ご連絡ください。利用希望者が多い場合は、お預かりできない場合もございますのでご了承ください。

沿革

(年) (月)

(内 容)

- 昭和32年 4月 安納小学校講堂の一部を借りて開園式を行う。
安納校区内の幼児を措置する。
現和校区、伊闇校区の幼児を措置する。
措置児童数86名
講堂の一部では収容不可能となる。
昭和35年 4月 安納小学校講堂を払下げ、現在地泥川に移転。
昭和38年 4月 安納、伊闇、現和、榕城校区幼児を措置する。
西之表市安納僻地保育所と名称が改められる。
昭和39年 4月 社会福祉法人安納双葉福祉会設立を決定する。
昭和45年 4月 社会福祉法人安納双葉福祉会を発足する。
昭和51年 1月 社会福祉法人安納双葉福祉会設立認可申請
3月
8月
10月
11月
社会福祉法人安納双葉福祉会設立認可
社会福祉法人安納双葉福祉会の登記
新園舎落成（鉄筋コンクリート平屋根建て）
工事費 3,080万円
昭和52年 4月 社会福祉法人安納双葉保育園第1回入園式
定員 60名 職員 8名
昭和61年 3月 社会福祉法人設立10周年記念式典
昭和63年 5月 保育園創立30周年記念碑建立
昭和63年 7月 特別保育事業乳児保育始まる。
平成2年 4月 定員45名に変更する。
平成9年 2月 社会福祉法人設立20周年記念式典
平成10年 4月 一時預かり自主事業始まる。
平成21年 4月 新保育所保育指針に改定される。
平成23年 4月 定員50名に変更する。
平成28年 7月 定員40名に変更する。
令和 2年 4月 定員30名に変更する。



幼児期は、特に異年齢の子ども同士で多くの生活体験をさせることができます。
四季を通じて野山をめぐり自然の移り変わりを目の当たりに観察、社会事象に触れさせる園外保育や 小学校や地域の行事に参加し地域との交流を深める学習、運動会や夏祭り等の園内行事・園内保育等を通して、たくましく個性豊かな子どもの育成に努めてまいります。



〒891-3102
鹿児島県西之表市安納981番地3

社会福祉法人 安納双葉福祉会

安納双葉保育園

TEL 0997-25-1070

FAX 0997-25-1031

[ホームページ]
<http://annofutaba.com>
[メールアドレス]
annou-f@titan.ocn.ne.jp